

アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書

本工事を施工するに当っては、下記の条件を満足する施工体制が確保できることとする。

また、契約締結後は、遅延無く別途配布の様式により下記の内容について、届け出ること。

記

1　自社と恒常的な雇用関係にある舗装施工管理技術者 ((一社) 日本道路建設業協会による資格)、または3年以上の舗装工事実務経験を有する技術者を本工事に専任で配置すること。

ただし、自社雇用の舗装施工管理技術者、または3年以上の舗装工事実務経験技術者の本工事への専任期間は、一般に契約締結した工期ではなく、実際に舗装に関わる工事（表層工、路盤工等）の施工期間とする。